

一般社団法人 日本臨床工学技士教育施設協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人 日本臨床工学技士教育施設協議会と称する。

2 本法人の英文名は、Japan Association of Educational Facilities of Clinical Engineers と表示し、略称はJAEFCEとする。

(主たる事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を、東京都中野区中野2丁目2番3号に置く。

(目的等)

第3条 本法人は、国民全体の保健・医療・福祉のため、臨床工学技士教育養成施設に関して積極的に模索、研究し、あわせて臨床工学技士の教育・養成に関する各種問題について、連絡協議し、臨床工学技士教育の向上、発展に寄与することを目的とし、その目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 臨床工学技士の教育上の諸問題解決のための調査・研究
- (2) 会員相互間の連絡、協議
- (3) 監督官庁及び関係団体との連携
- (4) 教育施設で使用する教科書等教育資料や実習機材の開発及び発行
- (5) 講演会、講習会の開催
- (6) その他、本法人の目的を達成するために必要な一切の事業

(公告方法)

第4条 本法人の公告方法は、本法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示して行う。

第2章 会員及び社員

(会員及び社員)

第5条 本法人には、次の会員を置く。

(1) 正会員

本法人の目的に賛同し、所定の入会手続きを経た、臨床工学技士法（昭和62年6月2日法律第六十号）第14条第1号乃至第4号及び臨床工学技士学校養

成所指定規則（昭和 63 年 3 月 28 日 文部省・厚生省令第二号）に規定する文部科学大臣又は厚生労働大臣の指定した学校又は養成所

(2) 賛助会員

本法人の事業を賛助するため所定の入会手続きを経た個人または団体

(入会及び継続)

第 6 条 本法人に正会員又は賛助会員として入会を希望する学校又は養成所、あるいは個人または団体は、所定の入会申込書に必要事項を記載し、初年度分の年会費を添えて本法人事務局に申し込むものとする。

2 理事会は、正会員として入会の申し込みがあった学校又は養成所について審査をし、理事会による承認をもって、本法人の正会員となる。なお、賛助会員については、代表理事の承認をもって、本法人の賛助会員となる。

3 本法人の会員は、事業年度毎に更新するものとし、継続を希望する場合は、所定の用紙に必要事項を記載し、事務局に提出するものとする。なお、継続の場合は理事会の承認は要しない。

(年会費)

第 7 条 正会員及び賛助会員は、定款施行細則（以下「細則」という）に定める年会費を納入しなければならない。

2 既納の会費については、理由の如何を問わずこれを返却しない。

(任意退会)

第 8 条 退会を希望する会員は、その旨を本法人事務局に届け出ることにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、未払いの会費がある場合は、その納入後に退会できるものとする。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至った場合は、社員総会の特別決議により当該会員を除名することができる。ただし、この場合、当該会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本定款及び細則に違反した場合

(2) 本法人の名誉を傷つけ、または本法人の目的に反する行為をした場合

(3) 連続して 2 年間、年会費の納入を怠った場合

(4) その他、除名すべき正当な事由があった場合

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合によるほか、次のいずれかに該当するに至った場合は、会員はその資格を喪失する。

- (1) 総正会員の同意があった場合
- (2) 正会員たる学校又は養成所の解散
- (3) 賛助会員たる団体の解散、あるいは賛助会員たる個人の死亡又は失踪宣告

(社員資格の得喪に関する規定)

- 第11条 第5条第1号の正会員たる学校又は養成所を代表する者(以下「代表者」という)、または代表者から本法人に対して権利を行使する者として委嘱され、本法人に届出がされた者(以下「権利行使者」という)をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という)上の社員とする。
- 2 正会員は、代表者又は権利行使者に変更があった場合、または死亡、失踪宣告、その他の事由により社員である代表者又は権利行使者の地位を喪失した場合は、本法人事務局に届け出て、直ちに社員の変更手続をしなければならない。
 - 3 本法人の社員は、次の事由により、その社員たる資格を喪失する。ただし、未履行の義務については、これを免れることはできない。
 - (1) 社員の所属する正会員たる学校又は養成所が第8条乃至第10条に規定する本法人の会員資格の喪失事由に該当するに至った場合
 - (2) 総社員の同意があった場合

第3章 役員及び役職

(役員)

- 第12条 本法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上13名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事会の決議により、本法人の理事の中から、代表理事を1名、副代表理事を2名選定する。
 - 3 前項の副代表理事をもって、一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務)

- 第13条 理事は、理事会を組織し、法令及び本定款で定めるところにより、本法人の職務を執行する。
- 2 代表理事は、本法人を代表し、本法人の業務を総括する。
 - 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、本法人の業務を執行する。

(監事の職務)

- 第14条 監事は、一般社団・財団法人法第99条乃至第104条の職務を行い、これを社員

総会に報告する。

- 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員を選任及び解任)

第 15 条 理事及び監事は、本法人の社員の中から、社員総会の決議において選任する。ただし、必要に応じて社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事及び副代表理事は、法令の規定に基づき、理事会の決議により選定する。
- 3 理事及び監事は、法令の規定に基づき、社員総会の決議において、解任することができる。
- 4 代表理事及び副代表理事は、法令の規定に基づき、理事会の決議により解職することができる。

(役員任期)

第 16 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員報酬)

第 17 条 理事及び監事は、無報酬とする。

(顧問)

第 18 条 本法人は、法人運営の諮問機関として、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、代表理事の諮問に応じ、運営に関して助言をすることができる。
- 3 顧問は、代表理事の指名によって委嘱する。
- 4 顧問の任期は、指名した代表理事の在任期間中とする。

第 4 章 会議

(会議)

第 19 条 本法人には、その業務を遂行するにあたり、次の会議を置く。

- (1) 社員総会
- (2) 理事会

第5章 社員総会

(社員総会)

第20条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3箇月以内に開催する。臨時社員総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 総社員の議決権の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第21条 社員総会は、理事会決議に基づき、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号に該当する場合は、その書面の到達した日から30日以内の日を会日とする臨時社員総会の招集通知を発しなければならない。

3 社員総会を開催するときは、会日より7日前までに、開催日時、場所及び議題を記載した書面をもって、各社員に対して通知を発しなければならない。

4 社員総会は、その総会において議決権を行使することができる社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(決議方法)

第22条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員の出席（書面議決者及び議決委任者によるみなし出席も含む。）がなければ、議事を行い、議決することができない。

2 やむをえない理由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、または他の社員を代理人として議決を委任することができる。

3 前項の場合、その社員は出席したものとみなす。

4 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席社員の議決権の過半数をもってこれを決する。

(議決権)

第23条 社員総会において、各社員は各1個の議決権を有する。

(議長)

第24条 社員総会の議長は代表理事が行う。ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれにあたる。

(議事録)

第 25 条 社員総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び議事録作成に係る職務を行った理事が署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(種類)

第 26 条 本法人の理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、毎事業年度に 2 回開催（ただし、4 か月を超える間隔で開催）する。
- 3 前項の通常理事会において、代表理事は、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
 - (3) 監事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(招集)

第 27 条 理事会は、代表理事が招集する。ただし、代表理事に事故又は支障があるときは、副代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 4 項第 2 号及び第 3 号に該当する場合は、その請求のあった日から 5 日以内に、14 日以内の日を会日とする臨時理事会の招集通知を発しなければならない。
- 3 理事会を開催するには、会日より 7 日前までに、開催日時、場所及び議題その他法令に定める事項を記載した書面をもって、各理事及び各監事に対して通知を発しなければならない。ただし、理事及び監事全員の同意がある場合には、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(決議方法)

第 28 条 理事会の議長は、代表理事が行う。ただし、代表理事に事故あるときは、当該理事会において選任された他の理事がこれを行う。

- 2 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ、議事を行い、議決することができない。
- 3 理事会の決議は、出席した理事の過半数をもって決する。

- 4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事の全員が当該議案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該議案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすことができる。ただし、監事が当該提案につき異議を述べた場合はこの限りではない。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領及びその結果並びに法令で定める事項を記載し、議長及び出席した代表理事並びに出席した監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

第 7 章 事務局

(事務局)

第 30 条 本法人は、本法人の事務及び会計を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を 1 名及び所要の職員を置くことができる。
- 3 事務局は、会員への通知、連絡など法人の事務を総括する。
- 4 事務局長及び職員の任免は、理事会の決議により行う。
- 5 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 8 章 委員会

(委員会)

第 31 条 本法人は、理事会の決議に基づき、各種委員会を設置、及び廃止することができる。

- 2 各委員会の具体的任務及びその構成員等については、理事会において定める「委員会規程」によるものとする。

第 9 章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第 32 条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会の決議により別に定める「基金取扱規程」によるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第33条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第34条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会の決定したところに従って行う。

(代替基金の積立て)

第35条 基金の返還を行うため、返還される基金に相当する金額を代替基金として積み立てるものとし、これを取り崩すことはできない。

(基金利息の禁止)

第36条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第10章 計算

(事業年度)

第37条 本法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(計算書類)

第38条 代表理事は、毎事業年度、次の書類及び附属明細書を作成して、監事の監査を受け、理事会の承認を経た後、定時社員総会に提出し、第3号の書類についてはその内容を報告し、第1号、第2号の各書類については、その承認を求めなければならない。また、剰余金の処分又は損失の処理案についても、定時社員総会にてその承認を求めなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(3) 事業報告書

(剰余金の処分制限)

第39条 本法人は、会員、社員、その他の者又は団体に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

第11章 定款等変更、合併及び解散等

(定款等変更)

第 40 条 本定款及び細則を変更するには、総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の 3 分の 2 以上の賛成を得た社員総会の決議によらなければならない。

(合併等)

第 41 条 本法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部を廃止することができる。

(解散)

第 42 条 本法人は、一般社団・財団法人法第 148 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号乃至第 7 号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、かつ総社員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により解散することができる。

(残余財産の分配)

第 43 条 本法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、各社員に分配しない。

- 2 前項の場合、本法人の残余財産は、国又は地方公共団体、本法人と類似の事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人、あるいは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号イ乃至トに掲げる法人に寄付するものとする

第 1 2 章 雑則

(細則)

第 44 条 この定款の施行に関して必要な事項は、社員総会の決議により細則として別に定めることができる。

(定款等に定めのない事項)

第 45 条 この定款及び細則に定めのない事項については、すべて一般社団・財団法人法及びその他法令によるものとする。

平成 25 年 6 月 1 日 改正